

「海上保安庁ネットワーク(FW)構築・賃貸借・稼働維持・保守」に関する公募

令和 8 年 8 月 12 日
海上保安庁総務部
情報通信課長 長澤宏樹

次のとおり、見積合せ参加者を公募する。

1 公募の概要

本案件は、当庁で使用する秘匿ネットワークの調達契約に係る見積合せに参加を希望する者を公募するもの。

なお、参加を希望する者は、下記 3 の参加要件を満たしていることを確認するため、下記 6 により配布する公募要領に従って見積合せ参加申請書等を提出すること。

2 案件の概要等

(1) 案件の概要

海上保安庁ネットワークに係る構築・賃貸借・稼働維持・保守

(2) 契約予定日 令和 8 年 10 月 20 日

(3) 納入期限 令和 9 年 3 月 26 日

(4) 履行期限 令和 12 年 3 月 31 日

3 参加要件

(1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 7、8、9 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の A 又は B 等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 海上保安庁から、指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

(5) 技術審査基準に基づく審査に合格のうえ、現用の秘匿ネットワークと互換性を有する構築ができること。

(6) 社内規定等により守秘義務を履行できる体制が整っていること。

(7) 経営の状況や信用度が極度に悪化していないと認められる者。

(8) 見積合わせ参加等業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当でない者

4 応募方法

下記 6 により配布する公募要領のとおり。

5 公募要領の配布期間

令和 8 年 8 月 12 日～令和 8 年 8 月 21 日

6 公募要領の配布場所及び問い合わせ先

〒100-8976 東京都千代田区霞が関 2-1-3

海上保安庁 総務部 情報通信課 システム整備室 第四施設係

電話：03-3591-6361（内線 3140）

7 その他

手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

見 積 書

一金 円

(うち消費税及び地方消費税額 円)

件名 海上保安庁ネットワーク (FW) 構築・賃貸借・稼働維持・保守

履行又は納入期限 令和12年3月31日

履行又は納入場所 仕様書のとおり

貴部局入札・見積者心得及び関係説明書等を承諾の上、見積します。

内 訳

品 名	規 格	単位	(予定)数量	単価	(予定)合価	備考
海上保安庁ネットワーク (FW)構築・賃貸借・稼働維持・保守	仕様書のとおり	式	1	0	0	
合 計 (消費税相当額を含む)						

※数量・合価の () は、単価の場合。

年 月 日

住 所

商 号 又 は 名 称

代 表 者 氏 名

支出負担行為 (契約) 担当官
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者 (会社名・部署名・氏名) :

担当者 (会社名・部署名・氏名) :

連絡先 1 :

連絡先 2 :

令和 8 年 度

特総契第 2 6 0 3 1 号

物 品 賃 貸 借 及 び 保 守 契 約 書 （ リ ー ス ）

物品賃貸借及び保守契約書

収入印紙

円

1. 契約件名 海上保安庁ネットワーク（FW）構築・賃貸借・稼働維持・保守

2. 賃貸借料 金 円

別紙内訳書のとおり

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円

3. 借入期間 令和9年3月1日から令和12年3月31日まで
(構築作業期間は、契約締結日から令和9年2月28日までとする。
但し、納品成果物の納入期日は令和9年3月26日までとする。)

4. 借入場所 仕様書のとおり

5. 契約保証金 免除

上記賃貸借物品（以下「物品」という。）の賃貸借及び保守について発注者 支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 澤井 俊 と受注者①、
受注者② との間で、受注者①の責任において、受注者②をもって保守させることについて次の条項により契約を締結する。

(総 則)

第1条 受注者①は発注者に対して、本契約の条項及び仕様書に従って、借入機器の賃貸を行い、受注者②は発注者に対して保守を行い、発注者は、受注者①に対して対価を支払うことを約定するものとする。

(料金変更)

第2条 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変等により、料金が著しく不相当であると認められるに至った場合は、発注者受注者①受注者②が協議して変更することができるものとする。

(監督職員)

第3条 発注者は、監督職員を命じたときは、その官職及び氏名を受注者①及び受注者②に通知するものとする。

2 受注者①及び受注者②は、他の条項に定めるもののほか、監督職員から監督の実施について必要な資料の提出又は提示を求められた場合には、これに応ずるものとする。

3 受注者①及び受注者②は、監督職員から立ち会いを求められた場合は、これに応ずるものとする。

(物品の引渡し)

第4条 物品は、仕様書に明記した設置場所において引渡しを行う。

2 受注者①及び受注者②は、賃貸開始日までに物品を使用可能状態に調整し、引渡しの際は、発注者の監督職員による確認を受けるものとする。

(引渡期限の延伸)

第5条 受注者①及び受注者②は、賃貸開始日までに物品を引渡すことができないときは、あらかじめ遅滞の理由及び引渡可能期日を明示して、受注者①が代表して発注者に延伸の承認を求めなければならない。

2 発注者は、前項の請求に対して支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅滞が天災地変その他受注者①及び受注者②の責めに帰することができない事由に基づく場合のほかは、受注者①及び受注者②から遅滞金を徴収する。

3 前項による遅滞金は、延伸前の賃借開始日から物品引渡しの日の前日までの日数に応じ、年3パーセントとする。ただし、その総額が契約金額の10/100を超える場合は、その超過額は遅滞金に算入しない。

(権利・義務の移転禁止)

第6条 受注者①及び受注者②は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括再委託等の禁止)

第7条 受注者①及び受注者②は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を言うものとする。

(再委託及び再委託内容等の変更の事前承諾義務)

第8条 受注者①は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承認を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の規定は、受注者①がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍、文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。

3 受注者①は、第1項にて承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

4 受注者①は、前項の場合において、発注者が適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

5 第1項のなお書きの規定は、軽微な変更該当するときは、適用しない。

(再委託の相手方に対する監督)

第9条 受注者①は、発注者又は監督職員が再委託の相手方に、受注者①に対すると同様の監督をすることができるように必要な措置をとらなければならない。

2 受注者①は、役務を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により受注者①の義務とされている事項につきその責を免れない。

(代理人等に関する措置要求)

第10条 発注者又は監督職員は、受注者①又は受注者②の代理人、使用人のうち著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者①又は受注者②に対し、事由を明示して必要な措置を求めることができるものとする。

(禁止行為)

第11条 発注者は、書面による受注者①及び受注者②の承諾を得た場合以外は、下記の行為をしないものとする。

- (1) 物品に他の装置、部品、付属品を付着し、又は物品からそれらを取り外し、若しくは物品のそれらを取り替えること。
- (2) 物品に付着してある表示を取り外すこと。
- (3) 物品を他の物品に付着すること。

(物品の保守)

第12条 受注者①及び受注者②は、物品を常時正常な運転状態又は十分に機能が働く状態に維持するものとする。

2 物品の保守は、受注者②が行うものとする。

3 前項の保守費用は、料金に含むものとし、保守にあたり必要とする電力料金は、発注者の負担とする。

(発注者の善管義務)

第13条 発注者は、物品を本来の用法に従い、善良な管理者の注意をもって使用、保管し、物品の設置場所につき、良好な環境を保持するものとする。

(物品の故障)

第14条 物品が故障したときは、発注者は、受注者①又は受注者②にその旨通知する。受注者①又は受注者②はすみやかに故障の原因を調整し修理するものとする。ただし、物品の故障が長時間にわたり、保守に日時を要する等発注者の業務に支障を来す恐れのある場合又は物品の能力が低下した場合には、当該物品の入替えを行うなど、誠意をもって善処しなければならないものとする。この場合、故障の原因が発注者の責に帰すべき事由による場合は、その費用は発注者の負担とする。

(保 険)

第 1 5 条 物品使用期間中の必要な保険については、受注者①又は受注者②が保険契約を締結し、保険料は受注者①又は受注者②の負担とする。

2 前項の保険は、物品の損害について物品の保有、使用によって生じた発注者又は受注者①又は受注者②の損害について、双方が協議して決定した金額を補填することを内容とする受注者①(受注者②)の指定する保険とする。

(物品の返還)

第 1 6 条 発注者は、賃貸借期間の終了又は中途解約により物品を返還する場合、受注者①及び受注者②に対し返還する旨を通知するものとする。

2 受注者①又は受注者②は、前項の通知を受けたときは、受注者①自ら又は受注者②をもってすみやかに引取るものとし、引取りに要する費用は、受注者①又は受注者②の負担とする。

(料金の支払)

第 1 7 条 発注者は、受注者①が履行完了後、四半期毎に提出する適法な支払請求書を受理してから 3 0 日以内に、その料金を支払うものとする。

2 構築作業経費については、作業完了後、発注者が受注者から提出する適法な請求書を受理してから約定期間内に、海上保安庁においてその代金を受注者に支払うものとする。

3 発注者は、受注者①から支払請求書を受理した後、その請求書の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その理由を明示して、これを受注者①に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者①及び受注者②の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、この請求書の内容の不当が受注者①の故意又は重大な過失によるものであるときは、適当な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者①の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

(遅延利息)

第 1 8 条 発注者は、約定期間内に料金の支払をしないときは、受注者①に対し遅延利息を支払なければならない。

2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年 3 . 0 パーセントとする。ただし、受注者①が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

3 前項の規定により計算した遅延利息の額が 1 0 0 円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に 1 0 0 円未満の端数があるとき

は、その端数を切り捨てるものとする。

- 4 発注者が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前3項の例に準じて計算した金額を受注者①に支払うものとする。

(契約の解除)

第19条 下記各号の一に該当するときは、発注者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者①又は受注者②から解約の申出があったとき。
 - (2) 受注者①又は受注者②が賃貸開始日までに物品の引渡しをしないとき又は引渡しをする見込みがないことが明らかなきとき。
 - (3) 受注者①又は受注者②が第6条の規定に違反したとき。
 - (4) 前各号ほか、受注者①又は受注者②がこの契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。
 - (5) この契約の履行について、受注者①又は受注者②、その代理人若しくはその使用人等が不正の行為をしたとき又はこれらの者が発注者の行う検査若しくは監督を妨げ、又は妨げようとしたとき。
 - (6) 受注者①又は受注者②が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。
- 2 前項第1号から第5号までの場合において、受注者①又は受注者②は違約金として、料金に賃貸借期間の残存月数（1か月未満の期間は1か月とする。）を乗じた額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、第1号又は第2号の場合において、受注者①又は受注者②の責めに帰することのできない事由があるときは、この限りでない。
- 3 受注者①又は受注者②（受注者①が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 役員等（受注者①又は受注者②が個人である場合にはその者を、受注者①又は受注者②が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若

しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

(7) 受注者①又は受注者②が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者①又は受注者②に対して当該契約の解除を求め、受注者①又は受注者②がこれに従わなかったとき。

4 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者①又は受注者②は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第20条 発注者は、前条に定める場合のほか自己の都合により、賃貸借期間の終了前にこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、発注者は、受注者①又は受注者②に損害が生じ解約後30日以内に請求があるときは、その損害を賠償するものとする。

2 前項の損害額は、発注者受注者①受注者②協議して定めるものとする。

（相殺等）

第21条 この契約により、発注者が受注者①及び受注者②から取得すべき遅滞金、違約金がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者①及び受注者②に対し有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において収得金がある場合又は発注者が遅滞金、違約金を徴収する場合において、受注者①及び受注者②は、発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、発注者に対し遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該収得金、遅滞金又は違約金が1,000円未満の場合は、この限りではない。

3 第18条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項ただし書中「受注者②」とあるのは、「発注者」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第22条 受注者①又は受注者②が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者①は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者①が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。) 第 3 条の規定に違反し、又は受注者①若しくは受注者②が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者①又は受注者②に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。)
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者①又は受注者①が構成事業者である事業者団体(以下「受注者①等」という。に対して行われたときは、受注者①等に対する命令で確定したものをいい、受注者①等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者①等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者①に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、受注者①(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者①が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者①は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(契約外の事項)

第 2 3 条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行について、疑義又は紛義を生じたときは、発注者受注者①受注者②協議して定めるものとする。

(秘密の保全)

第 2 4 条 受注者及び発注者は、この契約の履行に際し、知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

以上契約を証するためにこの証書 3 通を作成し、発注者受注者①受注者②各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住	所	東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 3
	氏	名	支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 楢本 浩司

受注者①	住	所
	氏	名

受注者②	住	所
	氏	名